

# 朝日町空き家バンクについて

## 1 空き家バンクの目的

町内にある空き家を有効活用して、町内への定住の促進を図ることを目的とするものです。

## 2 空き家バンクの運用

町内にある空き家の賃貸や売却を希望する所有者等から申込みを受け、「空き家バンク」に登録された物件の情報を町ホームページ等で公開することにより、町内に移住を希望する方に対して**情報提供**を行います。

## 3 物件の登録申込

賃貸・売却を希望する空き家の所有者等の皆さんは、「空き家バンク」への登録をお申し込み願います。

## 4 利用者について

空き家を利用したい希望者は、利用申込書を提出していただきます。

## 5 利用者の要件

次のいずれかの要件を満たすものとします（誓約書を提出していただきます）。

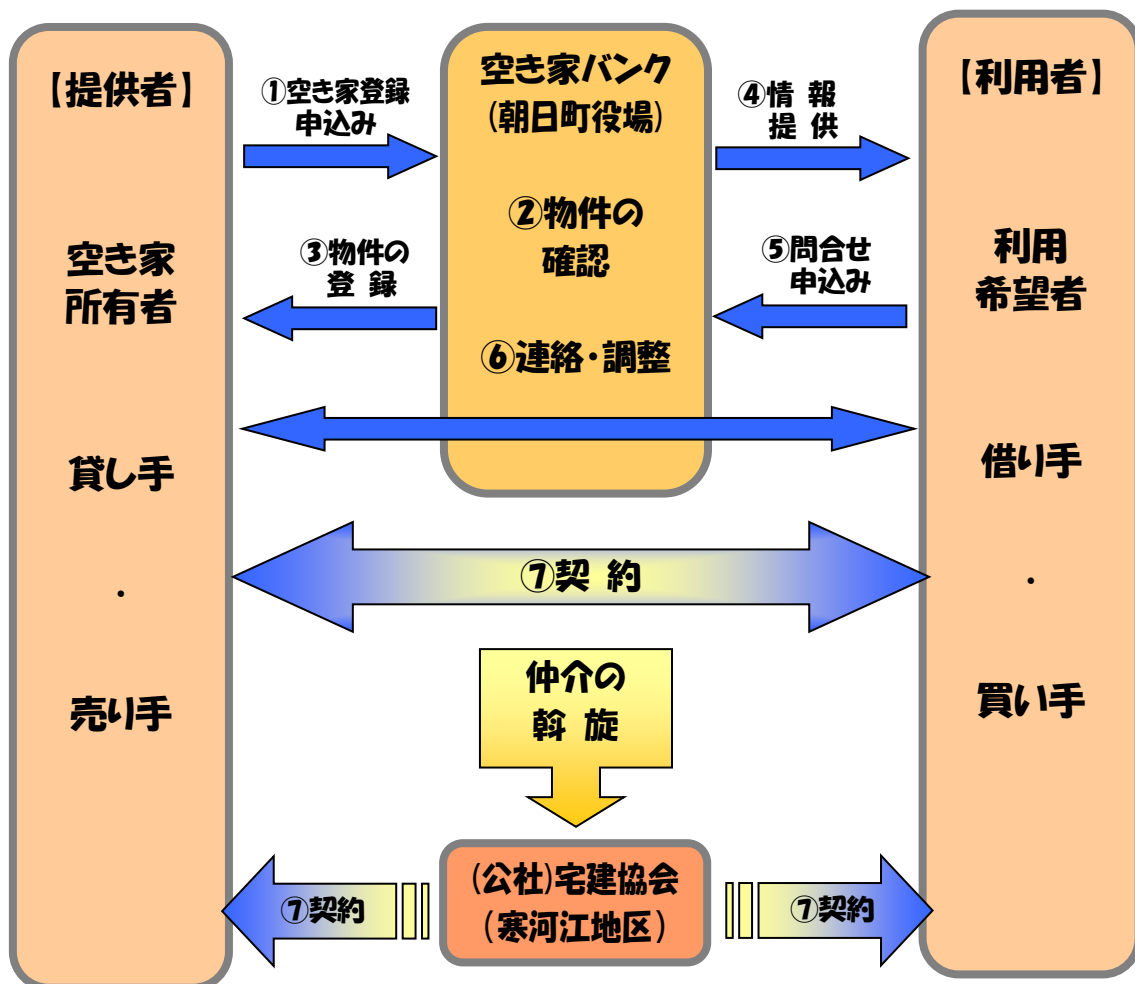
- (1) 空き家に定住し、朝日町の自然環境、生活文化等に対する理解を深め、よき住民として生活することに努める者
- (2) 空き家を使用し、産業または福祉、教育、文化、芸術もしくは地域活動を行うことにより、地域の活性化に寄与するよう努める者

## 6 契約方法について

役場では物件提供者、利用者間の連絡調整は行いますが、契約代行等はありませんので、次の方法で契約していただくこととなります。

- ① **当事者間で直接**、契約を取り交わす。
- ② 役場が**仲介**を斡旋する（公社）山形県宅地建物取引業協会(寒河江地区)を通し、契約を取り交わす。  
※この場合、所定の手数料を負担していただくこととなります。

# 空き家バンク(イメージ)



※仲介による契約の場合は、所定の手数料を負担いただくこととなります。

## 個人情報の取り扱いについて

空き家等バンクの運用により生じた個人情報については、朝日町空き家等バンク制度要綱及び朝日町個人情報保護条例の規定により、取り扱うこととなるため、情報の漏洩、不当な目的に使用されることはありません。